

TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

ETAS ID: TM350259

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
SoftBank Corp.		07/01/2015	CORPORATION: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	SoftBank Group Corp.		
Street Address:	1-9-1, Higashi-shimbashi, Minato-ku		
City:	Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 2			
Property Type	Number	Word Mark	
Serial Number:	86013594	SOFTBANK	
Serial Number:	85808802	SOFTBANK	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:			
	<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	202-595-2270		
Email:	KOdedra@OdedraLaw.com		
Correspondent Name:	Kaushal R. Odedra		
Address Line 1:	2020 Pennsylvania Ave, NW #152		
Address Line 2:	ODEDRA LAW OFFICE, PLLC		
Address Line 4:	Washington, D.C. 20006		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	86013594 85808802SOFTBANK		
NAME OF SUBMITTER:	Kaushal Odedra		
SIGNATURE:	/KRO/		
DATE SIGNED:	08/04/2015		
Total Attachments: 32			
source=86013594 85808802 07-01-15 name change doc Commercial register of SoftBank Group Corp#page1.tif			
source=86013594 85808802 07-01-15 name change doc Commercial register of SoftBank Group Corp#page2.tif			
source=86013594 85808802 07-01-15 name change doc Commercial register of SoftBank Group Corp#page3.tif			
source=86013594 85808802 07-01-15 name change doc Commercial register of SoftBank Group Corp#page4.tif			

OP \$65.00 86013594

THE CERTIFICATE OF COMMERCIAL REGISTER

1-9-1, Higashi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan

SoftBank Group Corp.

Corporation No. 0104-01-056795

Trade Name	<u>SoftBank Corp.</u>	
	Softbank Group Corp.	Modified on: July 1, 2015
		Registered on: July 1, 2015
Head Office	1-9-1, Higashi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan	
Method of Public Notice	Public notices of the Company shall be given on the website (http://softbank.co.jp/) However, in cases where accidents or other unavoidable circumstances prevent the use of the website, they shall be given by inserting them in the Nihon Keizai Shinbun published in Tokyo.	Modified on: June 23, 2006
		Registered on: August 17, 2006
Method of Public Notice	Public notices of the Company shall be given on the website (http://softbank.co.jp/) However, in cases where accidents or other unavoidable circumstances prevent the use of the website, they shall be given by inserting them in the Nihon Keizai Shinbun published in Tokyo.	Modified on: October 16, 2013
		Registered on: November 13, 2013
Date of Establishment of the Corporation	September 3, 1981	
(Translation omitted)	(Translation omitted)	

I do hereby certify:

That this document certifies that the above is the valid matters recorded on the Commercial Register.

July 3, 2015

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar Satoshi Kato (Sealed)

Docket No. a065739

* The underlined is a removed matter from the Register.

TRADEMARK
REEL: 005592 FRAME: 0242

履歴事項全部証明書

東京都港区東新橋一丁目9番1号
 ソフトバンクグループ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-056795

商号	ソフトバンク株式会社	
	ソフトバンクグループ株式会社	平成27年 7月 1日変更 平成27年 7月 1日登記
本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.softbank.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月23日変更 平成18年 8月17日登記
	電子公告とする。 http://www.softbank.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成25年10月16日変更 平成25年11月13日登記
会社成立の年月日	昭和56年9月3日	
目的	<p>当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売ならびに輸出入業務 2. 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作および販売 3. 通信機器およびネットワーク機器関連のソフトウェアおよびハードウェアの開発、設計、製造および販売 4. 通信システムによる情報の収集、処理および販売 5. コンピュータによる情報の処理 6. 大規模集積回路の開発、設計、製造および販売 7. コンピュータ、その周辺機器、関連機器およびそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務 8. コンピュータ、その周辺機器およびそのソフトウェアの販売促進に関する企画業務の受託 9. コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸および管理 10. コンピュータによる企業経営コンサルティング業務 11. 損害保険代理業 12. 有価証券の投資および運用 13. 各種割引クーポンの精算事務処理の代行業務 14. 一般および特定労働者派遣事業 	

- 15. 各種イベントの企画・制作・運営
 - 16. 広告代理店業
 - 17. 情報提供サービス業
 - 18. 証券業務
 - 19. 金融業
 - 20. 放送法に基づく委託放送事業
 - 21. 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負
 - 22. 物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務
 - 23. 陸上および海上運送業務ならびにその代理業務
 - 24. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
 - 25. 有料職業紹介事業
 - 26. 外国為替取引取次サービス
 - 27. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - 28. 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
 - 29. 経営一般に関するコンサルティング
 - 30. 投資事業組合財産の運用および管理
 - 31. 投資事業組合財産持分の募集および販売ならびにその取り扱い
 - 32. 融資、保証、および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介
 - 33. 不動産の売買および仲介ならびに不動産の管理
 - 34. 投資顧問業
 - 35. スポーツ・宿泊・医療・社会教育等の各施設の経営・管理、飲食店の経営および旅行業
 - 36. 文化事業・スポーツ等の興行および仲介斡旋
 - 37. 各種会議、展示会、イベントの企画・制作および構成・演出・請負・運営
 - 38. 各種メディアを利用した映像・音声・データ等のコンテンツ配信サービス
 - 39. インターネットを利用した情報提供・商取引およびその代行
 - 40. 古物の売買業
 - 41. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
- ②当社は、前項に付帯・関連する一切の業務を営むことができる。

平成23年 6月24日変更 平成23年 7月13日登記

当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1. 電気通信事業法に基づく電気通信事業その他通信に関する事業
- 2. 通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器、ソフトウェアおよびシステムの開発、製造、販売、管理、賃貸に関する事業
- 3. 出版、放送、メディアおよびコンテンツに関する事業
- 4. 金融商品取引に関する事業
- 5. 金融に関する事業
- 6. 損害保険および生命保険の募集、代理その他各種保険に関する事業
- 7. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業
- 8. 広告代理その他広告に関する事業
- 9. 医療、教育、文化、スポーツ、旅行、飲食、娯楽に関する事業
- 10. 有料職業紹介事業および労働者派遣事業

東京都港区東新橋一丁目9番1号
 ソフトバンクグループ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-056795

	11. 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業 12. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業 13. 運送業および倉庫業に関する事業 14. 古物の売買およびその仲介に関する事業 15. インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業 16. 前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業 17. 前記各号に付帯・関連する一切の事業 ②当社は、前項各号およびこれに付帯・関連する一切の事業を営むことができる。 平成25年 6月21日変更 平成25年 7月17日登記
単元株式数	100株
発行可能株式総数	3.6億株 平成18年 1月 5日変更 平成18年 1月20日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>11億772万8781株</u> 平成23年 6月30日変更 平成23年 7月13日登記
	発行済株式の総数 <u>11億1439万8214株</u> 平成24年 9月30日変更 平成24年10月19日登記
	発行済株式の総数 <u>11億1486万6682株</u> 平成24年10月31日変更 平成24年11月14日登記
	発行済株式の総数 <u>11億1532万8682株</u> 平成24年11月30日変更 平成24年12月12日登記
	発行済株式の総数 <u>11億1548万9458株</u> 平成24年12月31日変更 平成25年 1月11日登記
	発行済株式の総数 <u>11億8536万770株</u> 平成25年 1月 1日変更 平成25年 1月11日登記
	発行済株式の総数 <u>11億8634万3906株</u> 平成25年 1月31日変更 平成25年 2月14日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
 ソフトバンクグループ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-056795

	発行済株式の総数 11億9228万2456株	平成25年 2月28日変更 平成25年 3月21日登記
	発行済株式の総数 12億66万365株	平成25年 3月18日変更 平成25年 3月28日登記
資本金の額	金2137億9776万7715円	平成23年 6月30日変更 平成23年 7月13日登記
	金2210億2076万9811円	平成24年 9月30日変更 平成24年10月19日登記
	金2215億2812万1164円	平成24年10月31日変更 平成24年11月14日登記
	金2220億2846万7665円	平成24年11月30日変更 平成24年12月12日登記
	金2222億258万8249円	平成24年12月31日変更 平成25年 1月11日登記
	金2232億6732万5607円	平成25年 1月31日変更 平成25年 2月14日登記
	金2296億9877万9543円	平成25年 2月28日変更 平成25年 3月21日登記
	金2387億7206万3003円	平成25年 3月18日変更 平成25年 3月28日登記
	株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更
役員に関する事項	取締役 孫 正義	平成23年 6月24日重任 平成23年 7月13日登記
	取締役 孫 正義	平成25年 6月21日重任 平成25年 7月17日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
 ソフトバンクグループ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-056795

取締役	宮内謙	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
取締役	宮内謙	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記
取締役	笠井和彦	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
取締役	笠井和彦	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記
		平成25年10月21日死亡
		平成25年11月 1日登記
取締役	井上雅博	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
		平成24年 6月22日辞任
		平成24年 7月 6日登記
取締役	ロナルド・フィッシャー	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
取締役	ロナルド・フィッシャー	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記
取締役 (社外取締役)	柳井正	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
取締役 (社外取締役)	柳井正	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記
取締役 (社外取締役)	マーク・シュワルツ	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
取締役 (社外取締役)	マーク・シュワルツ	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記

東京都港区東新橋一丁目9番1号
 ソフトバンクグループ株式会社
 会社法人等番号 0104-01-056795

取締役	ユン・マー	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
取締役	ユン・マー	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記
取締役 (社外取締役)	スニル・パーティ・ミタル	平成23年 6月24日就任
		平成23年 7月13日登記
		平成25年 6月21日退任
		平成25年 7月17日登記
取締役	宮坂学	平成25年 6月21日就任
		平成25年 7月17日登記
取締役	後藤芳光	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
取締役	藤原和彦	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
取締役 (社外取締役)	永守重信	平成26年 6月20日就任
		平成26年 7月 2日登記
東京都港区麻布台一丁目4番2-301号 代表取締役	孫正義	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月13日登記
東京都港区麻布台一丁目4番2-301号 代表取締役	孫正義	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記
千葉県市川市市川三丁目36番13号 代表取締役	宮内謙	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 9日登記
千葉県市川市市川三丁目36番13号 代表取締役	宮内謙	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月17日登記

	監査役	佐野 光生	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	監査役	佐野 光生	平成25年 6月21日重任
			平成25年 7月17日登記
	監査役	宇野 総一郎	平成21年 6月24日重任
	(社外監査役)		平成21年 7月10日登記
	監査役	宇野 総一郎	平成25年 6月21日重任
	(社外監査役)		平成25年 7月17日登記
	監査役	柴山 高一	平成21年 6月24日重任
	(社外監査役)		平成21年 7月10日登記
	監査役	柴山 高一	平成25年 6月21日重任
	(社外監査役)		平成25年 7月17日登記
	監査役	窪川 秀一	平成21年 6月24日重任
	(社外監査役)		平成21年 7月10日登記
	監査役	窪川 秀一	平成25年 6月21日重任
	(社外監査役)		平成25年 7月17日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月24日重任
			平成23年 7月13日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年 6月22日重任
			平成24年 7月 6日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成25年 6月21日重任
			平成25年 7月17日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成26年 6月20日重任
			平成26年 7月 2日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。		

	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月23日変更 平成18年 8月17日登記</p>
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成18年 6月23日変更 平成18年 8月17日登記</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成27年 6月19日変更 平成27年 7月 1日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 <u>新株予約権の数</u> <u>2万5000個</u> <u>2万4995個</u> 平成23年 6月30日変更 平成23年 7月13日登記 <u>1万7777個</u> 平成24年 9月30日変更 平成24年10月19日登記 <u>1万7270個</u> 平成24年10月31日変更 平成24年11月14日登記 <u>1万6770個</u> 平成24年11月30日変更 平成24年12月12日登記 <u>1万6596個</u> 平成24年12月31日変更 平成25年 1月11日登記 <u>1万5532個</u> 平成25年 1月31日変更 平成25年 2月14日登記 <u>9105個</u> 平成25年 2月28日変更 平成25年 3月21日登記 <u>38個</u> 平成25年 3月18日変更 平成25年 3月28日登記</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> <u>当社普通株式769万4675株</u> 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使に</p>

より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
当社普通株式770万7株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成16年 6月23日変更 平成17年12月14日登記
当社普通株式2308万4025株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成18年 1月 5日変更 平成18年 1月20日登記
当社普通株式2310万23株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成18年 8月17日更正
当社普通株式2309万5403株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月13日登記
当社普通株式1642万5970株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月19日登記
当社普通株式1595万7502株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成24年10月31日変更 平成24年11月14日登記
当社普通株式1549万5502株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成24年11月30日変更 平成24年12月12日登記

当社普通株式1533万4726株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成24年12月31日変更 平成25年1月11日登記

当社普通株式1435万1590株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成25年1月31日変更 平成25年2月14日登記

当社普通株式841万3040株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成25年2月28日変更 平成25年3月21日登記

当社普通株式3万5131株

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額（本社債の発行価額の総額は500億円）を下記各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

平成25年3月18日変更 平成25年3月28日登記

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（以下「転換価額」という。）は、金6493円50銭とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は自己の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} \quad \text{時} \quad \text{価} \\
 \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行} + \text{発行又は} \quad \text{1株当りの発行}}{\text{処分株式数} \quad \times \quad \text{又は処分価額}}
 \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（以下「転換価額」という。）は、金2164円50銭とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は自己の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \quad \text{発行又は} \quad \text{1株当りの発行} \\ \text{株式数} \quad \text{処分株式数} \quad \times \quad \text{又は処分価額} \\ + \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} \quad \text{時} \quad \text{価} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{調整前株式数}} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

平成18年 1月 5日変更 平成18年 1月20日登記
 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）

(イ) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

(ロ) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（以下「転換価額」という。）は、金2164円50銭とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は自己の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \quad \text{発行又は} \quad \text{1株当りの発行} \\ \text{株式数} \quad \text{処分株式数} \quad \times \quad \text{又は処分価額} \\ + \\ \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} \quad \text{時} \quad \text{価} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{調整前株式数}} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額）

新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 8月17日登記
 新株予約権を行使することができる期間

平成16年1月13日から平成25年3月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
 各本新株予約権の一部行使はできない。

COPY

<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>定めない。</u></p>	
<p>平成25年3月19日行使期間満了</p>	<p>平成25年 3月28日登記</p>
<p>第6回新株予約権</p>	
<p>新株予約権の数</p>	
<p><u>3万4495個</u></p>	
<p><u>3万4478個</u></p>	
<p>平成24年 7月31日変更</p>	<p>平成24年 8月30日登記</p>
<p><u>3万4327個</u></p>	
<p>平成24年 8月31日変更</p>	<p>平成24年 9月10日登記</p>
<p><u>3万4169個</u></p>	
<p>平成24年 9月30日変更</p>	<p>平成24年10月19日登記</p>
<p><u>3万4167個</u></p>	
<p>平成24年10月31日変更</p>	<p>平成24年11月14日登記</p>
<p><u>3万4165個</u></p>	
<p>平成24年12月31日変更</p>	<p>平成25年 1月11日登記</p>
<p><u>3万4099個</u></p>	
<p>平成25年 1月31日変更</p>	<p>平成25年 2月14日登記</p>
<p><u>3万3788個</u></p>	
<p>平成25年 2月28日変更</p>	<p>平成25年 3月21日登記</p>
<p><u>3万3694個</u></p>	
<p>平成25年 3月31日変更</p>	<p>平成25年 4月 9日登記</p>
<p><u>3万3471個</u></p>	
<p>平成25年 4月30日変更</p>	<p>平成25年 5月22日登記</p>
<p><u>3万2882個</u></p>	
<p>平成25年 5月31日変更</p>	<p>平成25年 6月20日登記</p>
<p><u>3万2686個</u></p>	
<p>平成25年 6月30日変更</p>	<p>平成25年 7月17日登記</p>
<p><u>2万9955個</u></p>	
<p>平成25年 7月31日変更</p>	<p>平成25年 8月12日登記</p>
<p><u>2万9630個</u></p>	
<p>平成25年 8月31日変更</p>	<p>平成25年 9月18日登記</p>
<p><u>2万9210個</u></p>	
<p>平成25年 9月30日変更</p>	<p>平成25年10月11日登記</p>
<p><u>2万6544個</u></p>	
<p>平成25年10月31日変更</p>	<p>平成25年11月13日登記</p>
<p><u>2万1664個</u></p>	
<p>平成25年11月30日変更</p>	<p>平成25年12月12日登記</p>
<p><u>2万1564個</u></p>	
<p>平成25年12月31日変更</p>	<p>平成26年 1月21日登記</p>
<p><u>2万1484個</u></p>	
<p>平成26年 1月31日変更</p>	<p>平成26年 2月20日登記</p>
<p><u>2万1346個</u></p>	
<p>平成26年 2月28日変更</p>	<p>平成26年 3月19日登記</p>
<p><u>2万1267個</u></p>	
<p>平成26年 3月31日変更</p>	<p>平成26年 4月10日登記</p>
<p><u>2万1064個</u></p>	
<p>平成26年 4月30日変更</p>	<p>平成26年 5月21日登記</p>

2万701個	平成26年 5月31日変更	平成26年 6月18日登記
1万8715個	平成26年 7月31日変更	平成26年 8月13日登記
1万6956個	平成26年 8月31日変更	平成26年 9月19日登記
1万6837個	平成26年 9月30日変更	平成26年10月10日登記
1万6461個	平成26年10月31日変更	平成26年11月21日登記
1万4576個	平成26年11月30日変更	平成26年12月12日登記
1万4558個	平成26年12月31日変更	平成27年 1月20日登記
1万4232個	平成27年 1月31日変更	平成27年 2月16日登記
1万3999個	平成27年 2月28日変更	平成27年 3月18日登記
1万3798個	平成27年 3月31日変更	平成27年 4月14日登記
1万3219個	平成27年 4月30日変更	平成27年 5月19日登記
1万2961個	平成27年 5月31日変更	平成27年 6月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は344万9500株が当初の上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は344万7800株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、

当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成24年 7月31日変更 平成24年 8月30日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は343万2700株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成24年 8月31日変更 平成24年 9月10日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は341万6900株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成24年 9月30日変更 平成24年10月19日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は341万6700株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満

の端数は切り捨てるものとする。

平成24年10月31日変更 平成24年11月14日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は341万6500株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成24年12月31日変更 平成25年1月11日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は340万9900株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年1月31日変更 平成25年2月14日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は337万8800株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年2月28日変更 平成25年3月21日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は336万9400株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 9日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は334万7100株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月22日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は328万8200株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 5月31日変更 平成25年 6月20日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は326

万8600株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 6月30日変更 平成25年 7月17日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は299万5500株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 7月31日変更 平成25年 8月12日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は296万3000株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 8月31日変更 平成25年 9月18日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は292万1000株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株

予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年 9月30日変更 平成25年10月11日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は265万4400株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年10月31日変更 平成25年11月13日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は216万6400株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年11月30日変更 平成25年12月12日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は215万6400株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成25年12月31日変更 平成26年 1月21日登記
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は214万8400株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年 1月31日変更 平成26年 2月20日登記
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は213万4600株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年 2月28日変更 平成26年 3月19日登記
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は212万6700株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。な

お、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年 3月31日変更 平成26年 4月10日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は210万6400株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年 4月30日変更 平成26年 5月21日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は207万100株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年 5月31日変更 平成26年 6月18日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は187万1500株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

	<p>平成26年 7月31日変更 平成26年 8月13日登記 本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は169万5600株が上限となる。）。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 8月31日変更 平成26年 9月19日登記 本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は168万3700株が上限となる。）。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年 9月30日変更 平成26年10月10日登記 本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は164万6100株が上限となる。）。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>平成26年10月31日変更 平成26年11月21日登記</p>
--	---

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は145万7600株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年11月30日変更 平成26年12月12日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は145万5800株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成26年12月31日変更 平成27年1月20日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は142万3200株が上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成27年1月31日変更 平成27年2月16日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は139

万9900株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月18日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は137万9800株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成27年 3月31日変更 平成27年 4月14日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は132万1900株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成27年 4月30日変更 平成27年 5月19日登記

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は129万6100株が上限となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株

予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

平成27年 5月31日変更 平成27年 6月16日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金2900円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2625円とする。

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{1株あたりの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。
 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成29年6月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、以下のア乃至ウに掲げる条件が全て満たされた場合にしか、本新株予約権を行使することができない。

ア 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成22年3月期、平成23年3月期及び平成24年3月期の連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリー・キャッシュ・フローの合計額が、1兆円を超えること。なお、フリー・キャッシュ・フローは、

次の算式により計算されるものとする。

フリー・キャッシュ・フロー＝営業活動によるキャッシュ・フロー＋
投資活動によるキャッシュ・フロー

- イ 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成24年3月期の連結貸借対照表における純有利子負債の金額が0.97兆円未満であること。なお、純有利子負債は、次の算式により計算されるものとする。

純有利子負債＝有利子負債－手元流動性。

有利子負債＝短期借入金＋コマーシャルペーパー＋1年内償還予定の社債＋社債＋長期借入金。ただし、以下の（ア）及び

（イ）は有利子負債に含まないものとする。

（ア）リース債務

（イ）ポータフォン日本法人の買取に伴う事業証券化（Whole Business Securitization）スキームにおいて発行された社債（銘柄：WBS Class B2 Funding Notes、発行体：J-WBSファンディング（株））のうち、当社が平成22年3月期に取得した額面270億円

手元流動性＝現金及び預金＋流動資産に含まれる有価証券。

- ウ 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成23年3月期及び平成24年3月期の連結損益計算書における営業利益の合計額が、1.1兆円を超えること。

②本新株予約権者が以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該ア乃至エの規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 平成24年7月1日から平成25年6月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の25%まで

イ 平成25年7月1日から平成26年6月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで

ウ 平成26年7月1日から平成27年6月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の75%まで

エ 平成27年7月1日から平成29年6月30日までは、上記ア乃至ウに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

③本新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役または使用人（執行役員を含む。）の地位（以下、「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

④上記③の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑤上記③及び④の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により

承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑥上記③の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑦上記③及び⑥の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑧上記⑥及び⑦に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑨本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

⑩本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

オ 禁錮以上の刑に処せられた場合

カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が、上記新株予約権の行使の条件の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

平成22年 8月27日発行

平成22年 9月 8日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

10万3758個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権（本発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は1037万5800株が当初の上限となる。）。

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金3200円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、「新株予約権の目

的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4750円とする。

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの時価} + \text{既発行株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{新規発行株式数} + \text{既発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成33年6月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき平成28年6月に提出する平成28年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額（以下「目標指標」という。）が、1.2兆円（以下「目標金額」という。）を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。その他、会計方針の変更等の事情により、目標指標または目標金額の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。

②当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が1万株以上の本新株予約権者が以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。但し、行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 平成28年7月1日から平成29年6月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の25%まで

イ 平成29年7月1日から平成30年6月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで

ウ 平成30年7月1日から平成33年6月30日までは、上記アおよびイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

③本新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人（執行役員を含む。）の地位（以下、「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

④上記③の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した

場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑤上記③及び④の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑥上記③の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑦上記③及び④の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑧上記⑥及び⑦に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑨本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

⑩本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
- イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ 本新株予約権者が当社または当社子会社の監査役である場合において、会社法第335条第1項で準用される同法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- カ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- キ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>③本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
	<p>平成25年 7月31日発行 平成25年 8月 8日登記</p>
<p>吸収合併</p>	<p>平成27年4月1日東京都港区東新橋一丁目9番1号汐留DNET管理株式会社を合併 平成27年 4月 2日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 4日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社 平成18年 7月10日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社 平成18年 7月10日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成17年3月1日東京都中央区日本橋箱崎町2-4番1号から本店移転 平成17年 3月 3日登記</p>

東京都港区東新橋一丁目9番1号
ソフトバンクグループ株式会社
会社法人等番号 0104-01-056795

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成27年 7月 3日

東京法務局港出張所
登記官

加 藤 聡



整理番号 ア065739

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。TRADEMARK

RECORDED: 08/04/2015

REEL: 005592 FRAME: 0273